

ながふく障がい者プラン（2021-2026）についての
パブリックコメント実施結果

1 実施状況

(1) 募集期間

令和3年1月22日（金）から令和3年2月22日（月）まで

(2) 計画案の公表・配布

福祉課窓口、子ども家庭課窓口、情報コーナー、各小校区共生ステーション、まちづくりセンター、市ホームページ

2 意見の提出人数、件数

1人（2件）

3 意見の内容及び市の考え方

以下の表のとおりです。なお、意見を踏まえ、計画案を修正した箇所には、「市の考え方」の枠内を着色しています。

番号	意見内容	市の考え方
1	「障がい者基本計画」の事業内容が具体的に乏しく、第4章、第5章と重ねて読んでも5年後にどのように充実・変化していくのか見通しません。もっと具体的な目標（数値目標を含む）を示し、充実策を提示してほしいと思います。	障がい者基本計画は、市の障がい者施策の基本的な方向性を定めるものであり、基本理念、重点項目及び基本分野ごとの施策を記載しています。 特に注力する項目は「重点項目」として掲げており、目標は数値という形でなく、「めざす姿」として表現しています。障がい福祉施策の性質上、数値による評価ができるものが多くないこと、着実に実施することが成果に直結すること等から6年後の目指す姿を表現しました。また、目標の進捗状況については、毎年、関係者とともに確認していきます。 なお、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、サービス量の確保等に関することを記載しているため年度ごとの具体的な数値を掲げております。

番号	意見内容	市の考え方
2	「(仮称) 子どもの発達支援室の設置」(19 ページ) について 本市初の「児童発達支援センター」については、障がいのある子どもを持つ保護者によって期待値が高く、詳細な情報を熱望していると想像できます。 「児童発達支援センター」及び「(仮称) 子どもの発達支援室」は、令和 3 年度中に設置予定とありますが、①指導体制（職員構成）、②機能、③両者の関連等についての記述がありません。 学校法人と長久手市という異なった事業体が一人の子供に関わることになり、うまく機能するか心配なところです。 特に「児童発達支援センター」が行う療育支援の一連の流れ（①相談、②診断、③指導・訓練）に「発達相談室」がどのように関わり、その専門性をいかに発揮するのか、明らかにしてください。（この計画の中で無理なら、別の場所で説明することを明らかにしてください。）	○ 児童発達支援センターには、児童福祉法に基づく人員配置が必要であり、管理者、児童発達支援管理責任者、保育士及び児童指導員、嘱託医等の配置を予定しています。 ○ その機能として、 (1) 就学前の障がい児を対象に、日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応のための訓練を行う「児童発達支援」 (2) 障がい児を対象に、保育所等を訪問して集団生活への適応訓練を行う「保育所等訪問支援」 (3) 児童発達支援センターに通所する児童の保護者からの相談に応じる「相談支援」を行います。 ○ 一方、こどもの発達相談室は市の単独事業であり、人員については相談員として、保育士、保健師、教育関係者を配置し、専門職として心理士、小児科医を配置予定です。 ○ その機能として、0 歳から 20 歳までの者とその保護者をはじめ、保育所、幼稚園、学校、市内事業所等、児童を取り巻く関係機関の相談に応じますが、具体的には、 (1) 各機関が把握した障がいのある児童、気になる児童の情報を集約して、ケースごとに主担当となる機関を見極め、進行管理の状況を把握すること (2) 専門相談、発達確認

		(3) 関係機関と情報共有を図り、必要に応じて個別ケース検討会議を行うこと (4) 保育所、幼稚園、学校等を巡回して職員や保護者に対して現場での適切な対応のための助言などを行います。 ○ つまり、こどもの発達相談室が全体の進行管理を行い、児童発達支援センターは、主に就学前児童の通所の受け皿としての機能を果たします。 ○ これらの機関が緊密な連携を図ることで、効果的な療育支援体制を整備していきたいと考えています。 ○ なお、こうした内容の詳細については、令和２年１２月２３日開催の令和２年度第３回長久手市障がい者自立支援協議会本会議当日配布資料「長久手市の療育支援体制について」をご覧ください。 https://www.city.nagakute.lg.jp/gyosei/shingikai_iinkai/1/2/9/14259.html
--	--	--